

春日部市総合福祉センター電話設備賃貸借 仕様書

1. 目的

この仕様書は、総合福祉センター電話設備賃貸借契約のうち借上に関して、発注者 春日部市と受注者との必要な事項を定めるものである。

2. 業務内容

電話設備を借上げるにあたり、以下のもの又は同等以上のものを納入する。

- 1 電子式自動交換機 (MX-01) 1 式
- 2 3 時間停電補償用バッテリー 1 式
- 3 停電用多機能電話機 (HI-24G-TELPFIA) 2 台
- 4 標準多機能電話機 (HI-24GTELSDA) 5 台
- 5 一般電話機 (HI-A2 II) 5 3 台
- 6 その他、付属設備

3. 設置場所

設備の設置場所については、以下のとおりとする。

春日部市総合福祉センター (埼玉県春日部市中央 2-24-1)

※設置箇所の詳細については、別紙図面のとおりとする。

4. 賃貸借期間

賃貸借期間は、令和 6 年 7 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。

5. 機器の搬入、設置作業等

- (1) 機器の搬入・設置、既設電話交換設備の撤去・廃棄、機器の調整及び各種設定等 (以下、「設置作業等」という。) については、発注者と十分な調整の上、その指示に従って実施すること。
- (2) 設置作業等の実施日程は、発注者と協議すること。
- (3) 設置作業等は本仕様書によるほか、関係法令等に従い、施工すること。
- (4) 設置作業等の施工後、電話設備の動作確認を行うこと。
- (5) 既存設備の撤去・処分は法令に従い、適切に実施すること。

6. 保守点検

- (1) 電子式自動交換機の点検及び調整
- (2) 3 時間停電補償用バッテリーの点検
- (3) 停電用多機能電話機の点検及び調整
- (4) 標準多機能電話機の点検及び調整
- (5) 一般電話機の点検及び調整

- (6) その他、付属設備の点検及び調整
- (7) 受注者は上記機器類に不具合がある場合、発注者と打ち合わせの上、速やかに解決することとする。障害が発生し、発注者からの連絡を受けた時、受注者は速やかに技術員を派遣して障害の復旧に努めるものとする。
- (8) 発注者の責による場合は上記のとおりではない。
- (9) 受注者は、点検終了後、業務完了報告書を提出することとする。

7. その他

業務実施上この仕様書に定めない事項については、発注者と受注者で協議して定める。

建物平面図

施設
名称

春日部市総合福祉センター

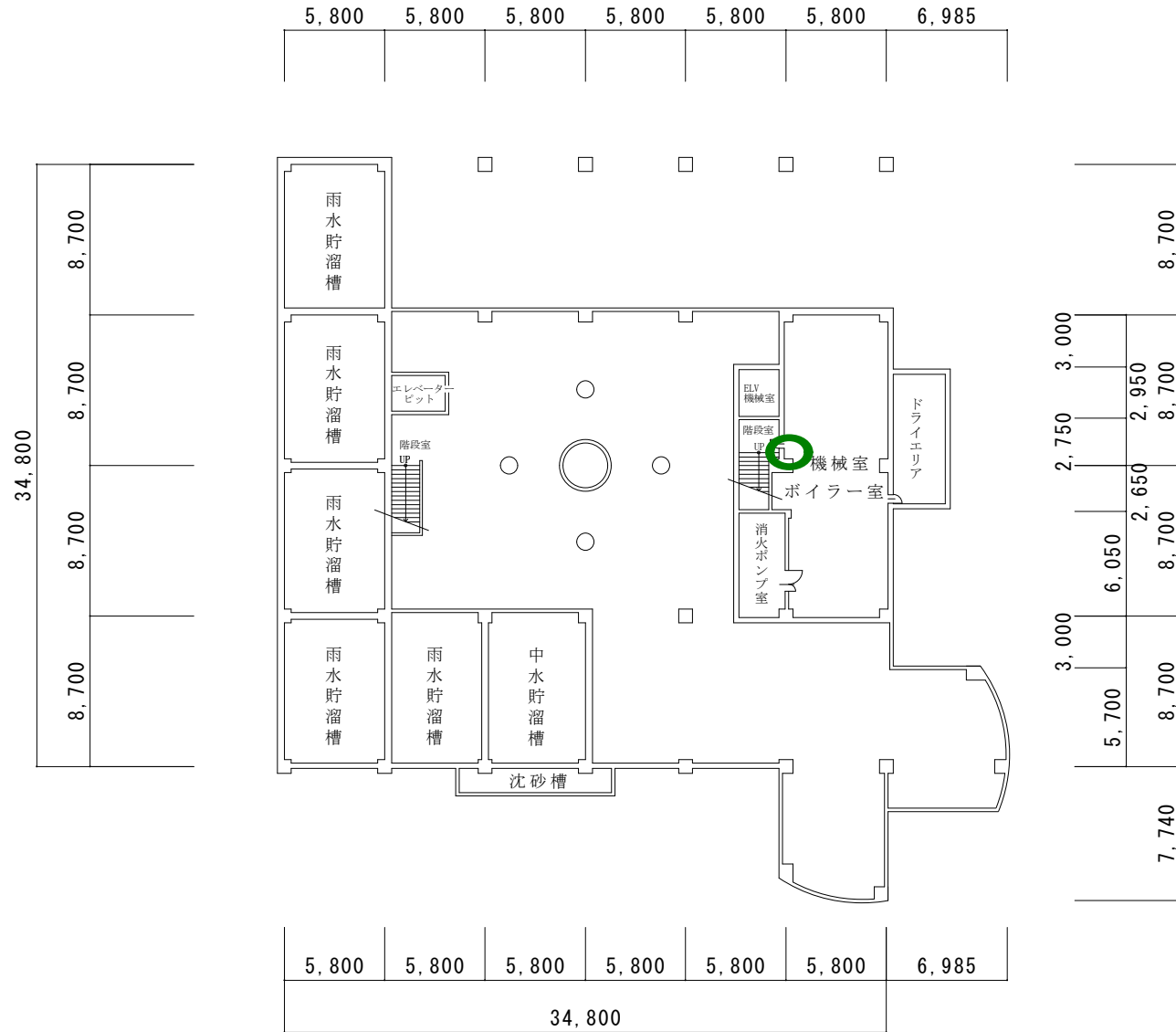
建物
名称

事務所

管 理 番 号
3 4 0 0 0 1

縮 尺
1/400

平成22年11月修正



【設置箇所凡例】

- 停電用多機能電話機
- 標準多機能電話機
- 一般電話機

B 1 平面図

建物平面図

施設名称

春日部市総合福祉センター

建物名称

事務所

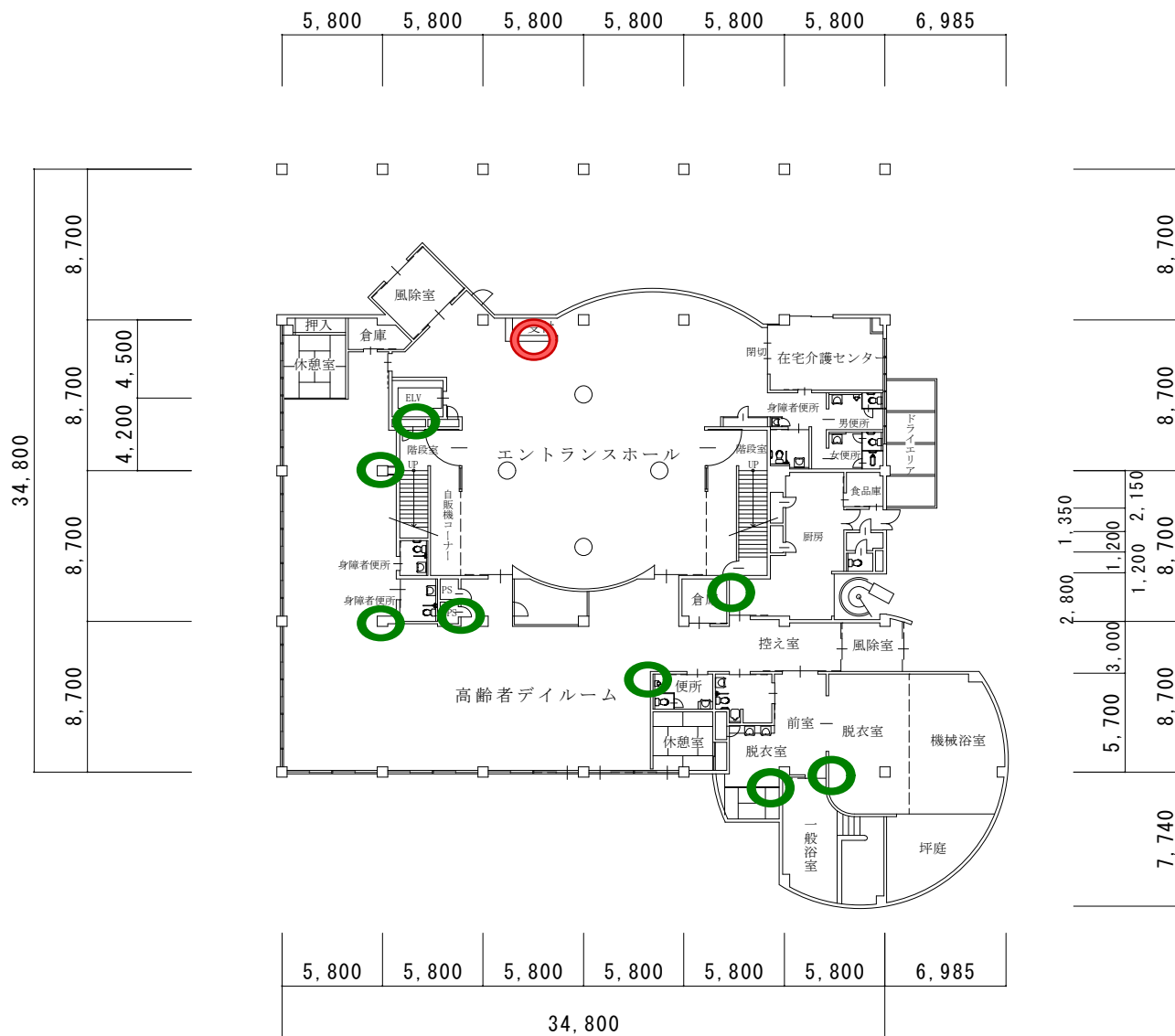
管理番号

340001

縮尺

1/400

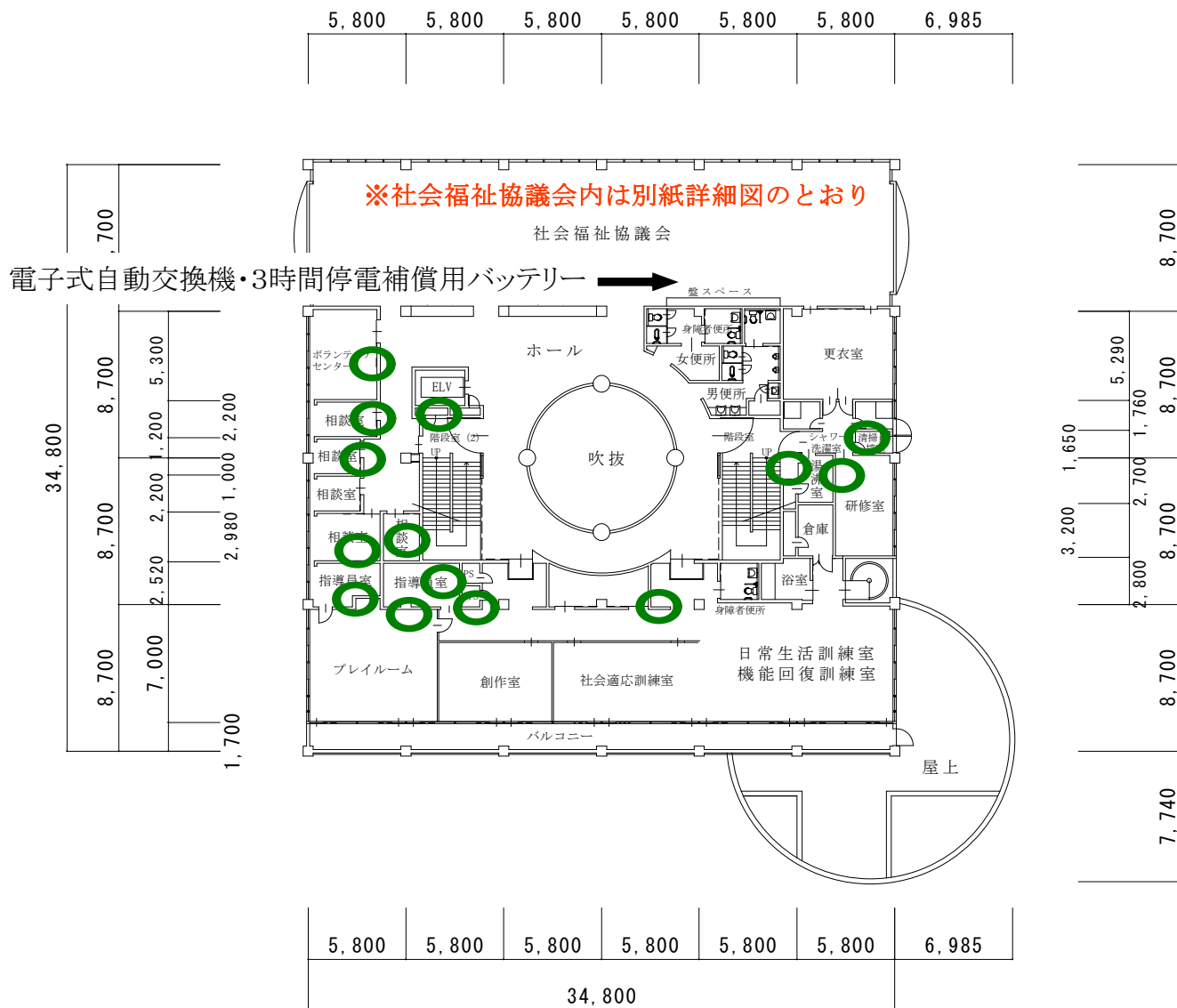
平成22年11月修正



【設置箇所凡例】

- 停電用多機能電話機
- 標準多機能電話機
- 一般電話機

1 F 平面図



【設置箇所凡例】

- 停電用多機能電話機
- 標準多機能電話機
- 一般電話機

建物平面図

施設名称

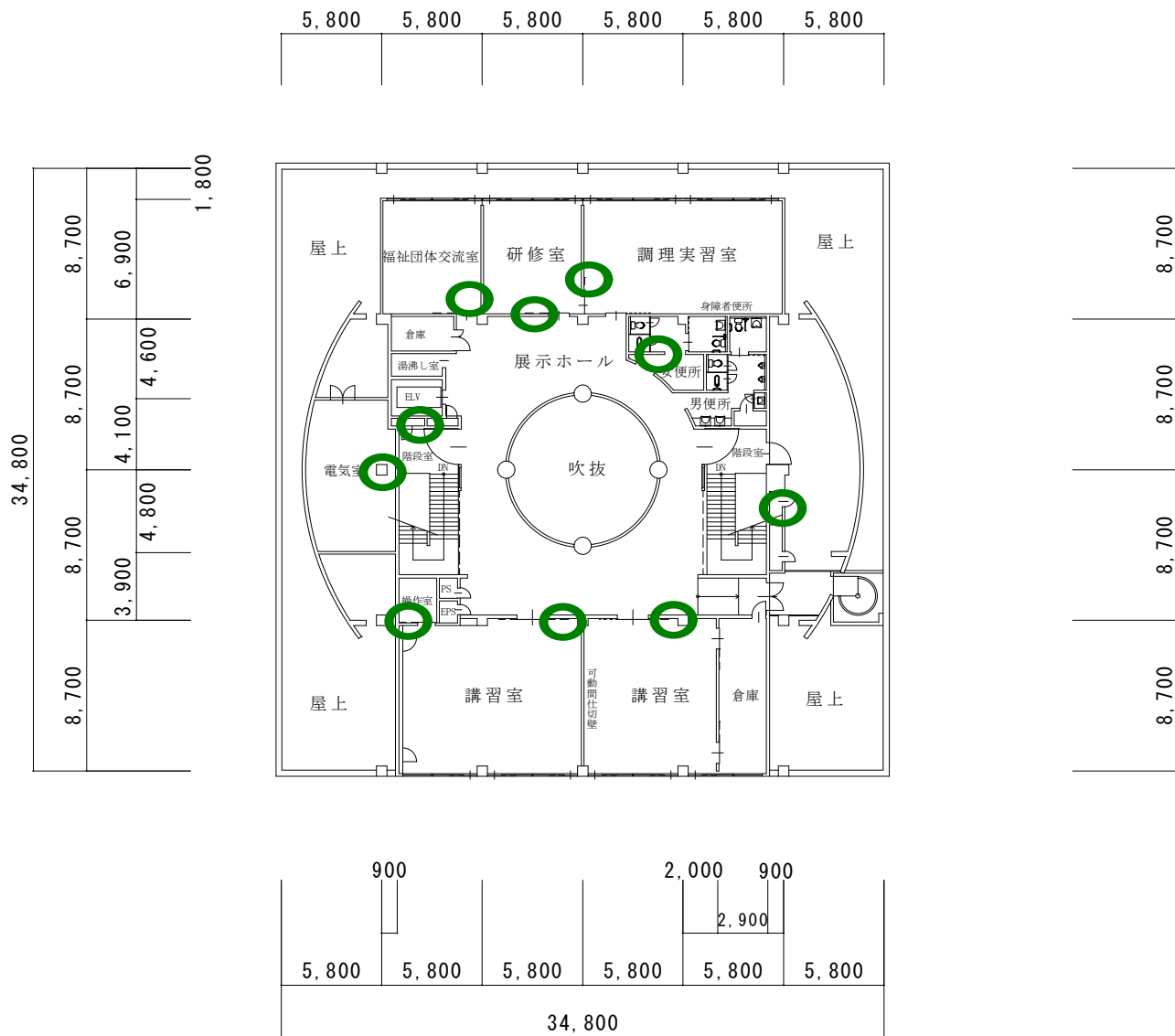
春日部市総合福祉センター

建物名称

事務所

管理番号	縮尺
340001	1/400

平成22年11月修正



【設置箇所凡例】

- 停電用多機能電話機
- 標準多機能電話機
- 一般電話機

3 F 平面図

2階社会福祉協議会 詳細図

